

浜松市立中学校部活動運営方針

令和 7 年 9 月



浜松市教育委員会

沿革情報

◆平成 30 年 4 月 策定

◇平成 31 年 4 月 改正

◇令和 7 年 9 月 改正

目 次

1	部活動の意義	・ ・ ・ P 1
2	浜松市の目指す部活動	・ ・ ・ P 1
3	策定の趣旨	・ ・ ・ P 2
4	適切な指導・運営のための体制の構築	
(1)	学校における体制整備	・ ・ ・ P 2 ~ 4
①	部活動の適切な設置及び加入方針	
②	活動方針及び休養日・活動時間の明確化	
③	学校組織全体での指導体制の構築	
(2)	各部における効率的・効果的な活動の推進	・ ・ ・ P 4 ~ 5
①	各部の方針等の周知	
②	安全対策	
③	適切な指導の実施	
(3)	保護者・地域との連携	・ ・ ・ P 6
①	保護者との連携	
②	地域との協働	
5	その他	
(1)	研修について	・ ・ ・ P 7
①	部活動運営に関わる研修	
②	部活動指導員への研修	
(2)	高等学校の運用について	・ ・ ・ P 7

浜松市立中学校部活動運営方針

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

【中学校学習指導要領（文部科学省 平成 29 年 3 月）における部活動の位置付け】

「部活動は、教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

2 浜松市の目指す部活動

浜松市では、部活動を通して、未来を創り出す資質・能力を育み、自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指す。

その資質・能力の育成のため、各学校は、教育課程との関連を十分に図ると共に、生徒や学校、地域の実態に応じて、工夫をしながら活動を推進する。

こうした活動を通して、生徒一人一人が、将来のキャリア形成に必要な姿勢や態度等を体感、会得する。

3 策定の趣旨

浜松市立中学校においては、上記のような「部活動の意義」や「浜松市の目指す部活動」の在り方を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組むことによって大きな成果を上げてきた。

平成 30 年 3 月スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」¹を、平成 30 年 12 月には文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」²を策定し、その「前文」において、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。また、令和 4 年 12 月スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」³を策定し、学校部活動と地域の連携及び、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する指針が示された。これを受け、ガイドラインに則り、休日の部活動の地域移行を見据えながら、部活動がより一層効率的・効果的に行われることを期待して「浜松市立中学校部活動運営方針」を定めることとする。

4 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

① 部活動の適切な設置及び加入方針

各校における部活動の設置(新設、統廃合を含む)については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者(教員以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者)、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断する。なお、生徒の安全面等に配慮するため、1つの部活動に2人以上の顧問を他の部活動と兼務することなく配置し、活動場所で生徒の安全を確保することが望ましい。

生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部または、統廃合の措置について検討する。

また、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、生徒の部活動加入については、「自主選択制」を原則とする。

② 活動方針及び休養日・活動時間の明確化

ア 活動方針

学校は、各校における活動方針を明確にする。時機を捉えて、部活動保護者会、学校のホームページ、学校便り等で生徒、保護者、地域に対して、活動方針を公開する。

1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁 平成 30 年 3 月策定)

2 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁 平成 30 年 12 月策定)

3 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁・文化庁 令和 4 年 12 月策定)

イ 休養日

学校は、生徒や教職員の生活に負担となり過ぎないように、休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

- (ア) 1週間のうち平日2日及び土曜日か日曜日（以下、週末とする）のどちらか1日の週3日を休養日とする。週末の2日間とも大会等により活動した場合、翌週に代わりの休養日を設ける。
なお、週末に大会が続く等、翌週に代わりの休養日が取れない場合は、原則、後4週間の中で休養日を設ける。
- (イ) 部活動の休養日は、長期休業中も含め、学校で一斉に同一の曜日を設定したり、部活動毎に曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて校長が判断する。
- (ウ) 長期休業中の休養日は、学期中の休養日に準ずる。また、3日以上連続した休養期間を設ける。
- (エ) 学力調査等テストの前や地域行事期間等は、学校の実態に応じて、「テスト前の休養日」や「地域行事期間の休養日」等として、休養日を設ける。
- (オ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の了承を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に代わりの休養日を設ける。
- (カ) 以下の日は、「浜松市部活動一斉休養日」とする。

新年度初日、浜松市教育研究会（教科研修会）の3日
地域防災の日、年末年始12月29日～1月3日の6日間

ウ 活動時間

- (ア) 平日の活動時間は、2時間程度とし、「完全下校時刻」⁴を定める等、活動時間が守られるように各校で工夫する。
- (イ) 週末及び祝日、学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。
- (ウ) (ア)、(イ)の活動時間に、準備、片付けの時間を含むものとする。

エ 朝練習の取扱い

生徒の健康及び保護者の負担を軽減するため、朝練習は実施しないこととする。

4 「完全下校時刻」とは、各校の実態に応じて定めた、全ての生徒が校地を出る時刻。

オ 大会等への参加

(ア) 浜松市中体連が主催する大会及びその大会で入賞することによって参加資格が得られる大会に参加する場合は、週末2日間連続して活動することを可とする。また、一般的な大会日程との関係を考慮し、イ 休養日(ア)にある「後4週間の中で休養日を設ける」の原則によらず、オンシーズン・オフシーズンの考え方の中で、代替えの休養日を設ける。

(イ) 各種競技団体等が主催する大会・コンクール等について、最終的に全国規模の大会・コンクール等へつながる場合に限り、週末2日間連続して活動することを可とする。また、一般的な大会日程との関係を考慮し、イ 休養日(ア)にある「後4週間の中で休養日を設ける」の原則によらず、オンシーズン・オフシーズンの考え方の中で、代替えの休養日を設ける。

それ以外の大会・コンクール等については、原則、年間2大会程度の参加とし、休養日の設定については、イ 休養日(ア)の規定に従う。

③ 学校組織全体での指導体制の構築

ア 部活動は、学校教育の一環であるため、学校組織全体で運営や方針を検討し、計画的に活動を進めるための指導体制を構築する。

イ 学校全体として、バランスのとれた部活動運営がなされるように、校内において、各部の活動状況等について情報を共有する。

ウ 適切な部活動の運営については、「適切な部活動運営のためのチェックシート」⁵等を活用し、学校として点検・改善に努める。

(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進

① 各部の方針等の周知

ア 顧問は、各校における活動方針を受け、年度当初、部としての方針や大まかな年間活動スケジュールを作成の上、学校のホームページ、学校便り等で、生徒・保護者に提示し、理解を得る。

イ 顧問は、「活動計画・活動実績簿」⁶を参考に、月毎の活動スケジュールを作成し、校長の承認を得て、生徒・保護者に提示する。

なお、各部の月毎の活動スケジュールについては、一覧表にまとめ、職員室に掲示する等して、学校全体で活動の状況を共有する。

5 「適切な部活動運営のためのチェックシート」

浜松市教育委員会 T-port【ライブラリ】－14 指導課（共通）－04 部活動等推進事業
－04 部活動運営方針－4【参考資料】適切な部活動運営のためのチェックシート

6 「活動計画・活動実績簿」は、浜松市教育委員会 T-port【ライブラリ】－14 指導課（共通）
－04 部活動等推進事業－04 部活動運営方針 内の様式を参考にする。

ウ 校長は、「活動計画・活動実績簿」を点検し、方針で定める範囲の活動と
なっているかを確認し、適宜、指導・是正を行う。また、教育委員会は、各校
の部活動の休養日及び活動時間等の設定や運用について、適宜、指導・是正を
行う。

② 安全対策

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のア～
ウについて、部活動顧問に対し、支援及び指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察
を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等
について、安全確認を実施する。

イ 顧問は、万が一に備え、「浜松市危機管理マニュアル」⁷を参考にしながら、
緊急対応についても対処の仕方を確認する。

ウ 顧問は、熱中症について理解を深め、その対処法を校内で研修し、重篤化し
やすく命の危険に係ることを生徒に指導する。

また、活動場所では、熱中症指数モニター等の機器を活用し、生徒の安全な
環境の確保に努める。

③ 適切な指導の実施

ア 体罰は、学校教育法第11条⁸で禁止されている行為である。望ましい人格
の形成を目指すために、蹴る、殴る等の行為は断じて許されないため、根絶を
徹底する。

なお、生徒の技能及び体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容や方法
により、肉体的・精神的な負荷を伴う指導については、体罰には当たらないが、
生徒の実態等に十分配慮し、適切に行う。

イ パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても
断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、
根絶を徹底する。

7 「浜松市危機管理マニュアル」

浜松市教育委員会 T-port【ライブラリ】－130300▼▼▼▼健康安全グループ課▼▼▼▼▼
－130301 生活安全－13030101①「危機管理マニュアル（生活安全編・交通安全編）」
－●●小「危機管理マニュアル（生活安全編・交通安全編）」令和7年4月改正版

8 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、
生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

ウ 体罰や不適切な言動等により、学校教育に対する信頼が著しく失われることを認識するとともに、発達の個人差や個々の成長における体と心の状態等に関する正しい知識を得るため、体罰等に関する資料等⁹を活用し、研修に努める。

(3) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

ア 部活動保護者会の実施

学校は、年度初め及び新チーム発足時等、時機をとらえて、年間1～2回程度の部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、およそその年間スケジュールを示し、理解を得る。

また、部活動指導員¹⁰が配置されている場合は、原則として、部活動保護者会で紹介する。

なお、浜松地区中学校体育連盟登録の外部指導者¹¹等、各部の指導支援者についても同様とする。

イ 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

顧問や学校は、子供の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

② 地域との協働

教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。また、「休日の部活動の地域移行」について、学校運営協議会等で継続的に協議する。

9 体罰等に関わる資料（文部科学省）

○「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm

○「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」（平成25年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm

10 部活動指導員とは、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年4月 文部科学省第4号）において法律に定められた学校職員である。浜松市では、教育委員会により任命され、各学校において会計年度任用職員として勤務する職員。

詳細については、「部活動指導員設置要綱」（令和4年4月）による。

11 中学校体育連盟登録の外部指導者とは、各校の校長から推薦され、浜松地区中学校体育連盟に登録されている人材。

5 その他

(1) 研修について

① 部活動運営に関わる研修

部活動に関わる教員は、教育委員会が主催する体育・健康教育指導者講習会や浜松地区中学校体育連盟、浜松市中学校文化連盟、吹奏楽連盟等が主催する研修等に参加し、各校で伝達することを通して、各校の部活動指導の質の向上を図る。

また、教育委員会と校長会・教頭会が連携をして、部活動の適切な運営に係る研修の場を設定する。

② 部活動指導員への研修

部活動指導員は、教育委員会が主催する研修等に参加し、指導の質の向上に努める。

また、各校において、部活動指導員への実践的な研修を行うよう配慮する。

(2) 高等学校の運用について

浜松市立高等学校は、静岡県教育委員会が定める運動部活動の在り方に関する方針を適用する。